

(仮称)松戸市新焼却施設整備事業 実施方針に対する質問への回答

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	2	I	1	(5)	⑤ 事業の対象となる業務範囲	「イ 運営・維持管理業務」において、敷地内の植栽管理は事業者が行う業務の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	2	I	1	(5)	事業の内容	「設計・建設期間を短縮した場合、本施設の正式引渡しの翌日から20年間とする。」とありますが、本事業において事業者に設計・建設期間の短縮を求めるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、必ずしも設計・建設期間の短縮を求めるものではありません。
3	実施方針	3	I	1	(5)	⑤ 事業の対象となる業務範囲 イ 運営・維持管理業務	「(セ) 住民対応(苦情対応)の支援等(本施設には、本市職員が常駐しないため、代表電話の窓口対応も含むものとする。)」とありますが、既設における住民等からの電話の頻度をお教え願います。	旧施設稼働時の苦情等は年数件程度です。自己搬入に係る市民からの問い合わせは十数件/日程度です。
4	実施方針	4	I	1	(5)	⑦ 余熱利用計画	「ア 熱エネルギーの利活用について」において、「…また、余熱利用(蒸気・給湯)により、本市の指定する余熱利用施設に熱供給を行うことも計画しているが、その条件は入札公告時に示す予定である。…」とありますが、余熱供給配管・電気供給配線の取り合い点も入札公告時にご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	「図1 余熱供給配管・電気供給配線想定取り合い点」を参考してください。ただし、現時点での概ねの情報となっておりますので、具体的な設計については市との協議によるものとします。
5	実施方針	6	II	2	(2)	応募手続き等	実施方針に対する質問の回答について、特段の訂正がされない限りは、入札公告以降も有効としていただくことは可能でしょうか。	ご指摘の「特段の訂正」の有無にかかわらず、入札公告以降に公表する資料の記載が優先となります。なお、入札公告以降に公表する資料に記載がないことが明らかな場合には再度ご質問ください。
6	実施方針	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問の回答の公表(第1回)が令和3月上旬となっておりますが、参加表明書及び入札参加審査申請書等の提出受付が令和8年3月中旬のため、本件に関する質問回答スケジュールの前倒しをご検討いただけないでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	9	II	3	(3)	各業務を行う者の要件	ア-(カ)とイ-(エ)でそれぞれ「監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること」が求められておりますが、入札参加者が1者の場合、1名配置することで要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施方針	9	II	3	(3)	各業務を行う者の要件	本事業の設計・建設業務で乙型JVを組成する場合、配置する監理技術者は、各構成員の分担範囲に応じた建設期間にそれぞれ配置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	実施方針	10	II	3	(3)	各業務を行う者の要件	「ウ-(ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く。)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)における1年間以上の運転管理実績を元請として有すること」とありますが、代表企業として運営業務全体を総括した実績も該当すると考えてよろしいでしょうか。	元請としての運転管理業務もしくは維持管理業務の実績に限ります。
10	実施方針	13	II	3	(7)	SPCの設立に関する要件	SPC設立について「本市内に本店を置くこと」とありますが、設置場所は本施設内としてよろしいでしょうか。 また本施設内にSPC設立をお認め頂いた場合、設置に関する費用など、入札にあたり見込むべき条件があればご教示願います。	前段のSPCの設置場所について、本施設のしゅん工後において、本施設への移転登記を認める予定(行政財産使用許可により)です。 後段について、しゅん工後のSPCの事務所等の使用にかかる賃料等は徴収しない予定ですが、SPCの設置にかかり必要な費用は事業者にて負担するものとします。
11	実施方針	14	II	3	(8)	特定建設工事共同企業体の組成に関する要件	『構成企業の出資比率は2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とすること。』とありますが、これらは乙型の場合には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	実施方針	14	II	3	(8)	特定建設工事共同企業体の組成に関する要件	『構成企業の出資比率は2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とすること。』とありますが、建築物の設計・建設部分で甲型JVを組成し、その甲型JVと別の構成員が建築物の設計・建設部分とプラント設備の設計・建設部分で乙型JVを組成する場合は、甲型JVの出資比率は事業者の任意でよいという理解でよろしいでしょうか。	建築物の設計・建設部分で甲型JVを組成し、その甲型JVと別の構成員が建築物の設計・建設部分とプラント設備の設計・建設部分で乙型JVを組成することは、認められません。
13	実施方針	17	IV	1	(3)	立地条件	④ア文化財保護法に「搬入口付近の一部が「埋蔵文化財包蔵地」に該当する可能性有。令和6年度調査では該当せず、今後該当する場合は協議等を要する。」との記載がございますが、地中から埋蔵文化財が発見された場合は、別紙2のリスク分担表の用地瑕疵リスクにおける「上記以外の地質障害、地中障害物等」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	実施方針	17	IV	1	(3)	④ その他関連する法規制条件	「ア 文化財保護法」において、「搬入口付近の一部が「埋蔵文化財包蔵地」に該当する可能性有」とあります。事業者による事前調査は特に不要であり、工事中に文化財が発見された際には工事を中断し、対応方法についてご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。 また、その際に発生する費用負担や工期延長については、協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照してください。
15	実施方針	17	IV	1	(3)	③ 都市計画事項	「ケ 建物高さ規制」について、「下総航空基地による規制(航空法)、FH45m 以下 ただし、下総航空基地の地盤高さ 29m に対し、現施設の地盤高さは18.3mであるため、本施設の煙突高さは現GL+55mとする。」とありますが、工事用のクレーンなども同様の高さ規制を受けるものと理解してよろしいでしょうか。規制を受ける場合、煙突高さ(63.3m)と規制高さ(64m以下)に0.7mしか差がないため施工が非常に困難と思われます。時間帯による規制緩和など下総航空基地との協議事項があればご教示をお願い致します。	工事用のクレーンに関しても同様の高さ規制を受けます。ただし、下総航空基地と協議の上、必要最小限の高さ・範囲と認められれば使用許可を受けることができます。許可までに9ヶ月ほど時間をする場合がありますので、高さ規制を超えるクレーン等の使用を計画する際は、可能な限り早い段階で下総航空基地との協議を実施してください。
16	実施方針	17	IV	1	(3)	③ 都市計画事項	「カ 日影規制」について、「敷地境界線からの水平距離が5~10m以内の範囲:4時間以内 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲:2.5時間以内」とありますが、「敷地境界線からの水平距離が5~10m以内の範囲」及び「敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲」について、図面にてお示しいただけないでしょうか。	「図2 日影規制に係る敷地境界からの概ねの水平距離」を参考してください。
17	実施方針	17	IV	1	(3)	④ その他関連する法規制	「イ 電波法」について、「東側は電波法による伝搬障害防止区域内であるため…」とありますが、伝搬障害防止区域内にあたる範囲を図面にてお示しいただけないでしょうか。	「図3 事業区域周辺の伝搬障害防止区域参考図」を参考してください。ただし、概ねの情報となっておりますので、具体的な設計にあたっては管轄の通信局に確認してください。
18	実施方針	17	IV	1	(3)	⑤ 敷地周辺設備	「敷地用地内への引き込み等は見積もり事業者が行う」とありますが、各設備の取り合い点をご教示ください。 また、工事負担金の負担所掌についてご教示願います。工事負担金が事業者負担の場合、各事業者の入札金額に公平性を期すため、工事負担金については入札公告時にご提示いただき、実施時に精算とさせていただきますようお願いいたします。	「図4 ユーティリティ取合点図」を参考してください。 工事負担金につきましては、可能な範囲で必要なものを入札公告時に示します。
19	実施方針	18	IV	2	(2)	対象工事、対象施設	「ア 旧施設、多目的広場等及び事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設解体工事」とありますが、事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設解体工事後の敷地は建設期間完了まで借用できるものと理解してよろしいでしょうか。	建設期間中に新たな余熱利用施設(仮)を整備する予定がありますので、当該施設に係る整備工事の支障にならない範囲で貸与することは可能です。ただし、騒音等、近隣へ及ぼす影響には十分配慮してください。

実施方針に対する質問

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	実施方針	18	IV	2	(2)	対象工事、対象施設	「ク 多目的広場」に記載されている具体的な施設は例示であり、例示されている施設の整備有無を含めて事業者提案と理解してよろしいでしょうか。もしくは、記載されている施設はすべて整備が必要という理解でよろしいでしょうか。	記載されている施設は整備が必要なものとご理解ください。なお、多目的広場に整備する各施設の機能等は事業者提案に委ねるものとします。
21	実施方針	25	別紙2			予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表(案)	副生成物等の処理リスクについて、「※6 事業者は、処分先の受入基準に適合させるものとする。」と記載がございますが、処分先の受入基準は入札説明書等に明記され、受入基準が変更となった場合は、変更に伴い発生する費用は市様のご負担となると理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

(仮称)松戸市新焼却施設整備事業 実施方針に対する意見への回答

実施方針に対する意見

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	<p>ご提示されているスケジュールでは、貴市のご意見を確実に反映するすることが困難と思われます。例えば以下のようにスケジュールの前倒しをご検討いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月中旬 入札公告</li> <li>・1月下旬 入札説明書等に関する質問の受付(第1回)</li> <li>・2月中旬 入札説明書等に関する質問回答の公表(第1回)</li> <li>・3月上旬 参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付</li> <li>・3月中旬 入札説明書等に関する質問の受付(第2回)</li> <li>・4月上旬 資格審査結果の通知</li> <li>・4月上旬 対面対話の実施</li> <li>・4月下旬 入札説明書等に関する質問回答の公表(第2回)</li> <li>・6月中旬 入札提案書類(入札書、提案書等)の受付</li> </ul>	ご意見として承ります。
2	実施方針	8	II	3	(1)	入札参加者の構成等	「運営・維持管理業務において、SPCから直接、「運転管理業務」または「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。」との記載があり、その「運転管理業務」、「維持管理業務」に該当する業務は、「実施方針」2頁 I (5)⑤イ(イ)運転管理、(エ)維持管理」に規定されている業務であると理解しております。(イ)運転管理、(エ)維持管理の一部分をSPCから直接委託を受けることを予定する者は、構成員ではなく、協力企業として参加することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案としては認められません。
3	実施方針	11	II	3	(3)	各業務を行う者の要件	ウ(ウ)の要件は「運転管理業務もしくは維持管理業務を実施する全ての者が満たすこと。」との記載があり、その「運転管理業務」、「維持管理業務」に該当する業務は、「実施方針」2頁 I (5)⑤イ(イ)運転管理、(エ)維持管理」に規定されている業務であると理解しております。(イ)運転管理、(エ)維持管理の一部分を実施する者は、ウ(ウ)の要件を満たさないことをお認めいただけますでしょうか。	ご提案としては認められません。
4	実施方針	24	別紙2			予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表(案)	近隣対応リスクについて、事業者は市様より提示された要求水準書に基づき事業を実施することから、事業者に帰責事由がある場合を除き、市様の負担としていただくようお願いいたします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	24	別紙2			予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表(案)	物価変動リスクについて、本事業は事業提案書提出から特定事業契約の成立までの期間が長く、昨今の社会情勢から事業提案書提出後に物価が上昇する可能性がございます。事業者が将来の物価変動リスクを過剰に見込む必要がないよう、物価変動の起算日は特定事業契約の成立日ではなく、事業提案書提出日としていただきますようお願いします。	ご意見として承ります。